

西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

令和 5 年 3 月 27 日条例第 3 号

改正

令和 6 年 12 月 25 日条例第 31 号

令和 7 年 5 月 19 日条例第 27 号

西尾市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(平成 23 年西尾市条例第 31 号) の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市内における土砂等の埋立て等について、市、事業者、土砂等を発生させる者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、自然環境及び住民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及びこれに混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (2) 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し、安定処理したものをいう。
- (3) 再生土 廃掃法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥に限る。）の脱水、混練等の処理により生じた物であって土砂と同様の形状を有するものをいう。
- (4) 特定事業 土砂等による土地の埋立て整地、盛土を行う行為をいう。
- (5) 一時堆積特定事業 特定事業であって、他の場所への搬出を目的として行う土砂等の堆積行為をいう。
- (6) 事業区域 特定事業を行う区域をいう。
- (7) 事業者 特定事業を行う者をいう。
- (8) 土地所有者 特定事業を行う土地の所有者をいう。

(適用事業)

第 3 条 この条例は、事業区域の面積が 1,000 平方メートル以上となるもの（事業区域の面積が 1,000 平方メートル未満の特定事業であっても、当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲 100 メートルの区域内において、同一の事業者が当該特定事業に関する事業を開始しようとする日前 3 年

以内に特定事業を完了し、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に完了し、又は施行中の事業区域の面積を合算して1,000平方メートル以上になるものを含む。)について適用する。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う特定事業
- (2) 他の法令の規定による許可等を受けて行う特定事業であつて、規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める特定事業
(市の責務)

第4条 市は、市内における特定事業の状況を把握し、不適正な特定事業が行われることのないよう監視に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、特定事業を行うときは、当該事業区域の周囲100メートルの範囲内の土地に現に居住する住民及び当該事業区域を管轄する町内会長（以下「周辺住民等」という。）の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、特定事業に係る苦情を受けた場合又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。
- 3 事業者は、特定事業を行う場合は、第9条第1項第1号に規定する基準に適合しない土砂等を使用してはならない。
- 4 事業者は、特定事業の実施に際し、通行、近隣の土地利用及び公道の構造に支障が生じないように配慮しなければならない。
- 5 事業者は、特定事業が完了した後において、土壌の汚染、災害の発生、廃棄物の混入等が認められる場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

第6条 建設工事及び土木工事に伴い土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、不適正な特定事業が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

- 2 土砂等を運搬する事業を行う者は、特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等及び第8条で許可された発生元以外の土砂等を運搬してはならない。

(土地所有者の責務)

第7条 土地所有者は、当該所有する土地において、不適正な特定事業が行われ

ることのないよう適正な管理に努めなければならない。

- 2 土地所有者は、当該所有する土地において、事業者が行う特定事業により土壌を汚染するおそれがないことを確認しなければならない。
- 3 土地所有者は、前項の規定による確認において、土壌を汚染するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して当該土地を提供してはならない。
- 4 土地所有者は、事業者が第5条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業者に代わりその措置を講じなければならない。
- 5 第5条第4項及び第5項の規定は、土地所有者について準用する。

(特定事業の許可)

第8条 事業者は、特定事業を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 事業者は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）
 - (2) 事業計画
 - (3) 施工管理者の住所、氏名及び電話番号
- 3 事業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業区域の土地所有者及び当該土地に関して用益権（地上権、地役権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）を有する者の特定事業についての同意書
 - (2) 第12条第1項に規定する説明会の報告書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 4 第1項の規定にかかわらず、許可を受けようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、第2項の申請書のほか、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる書類
 - (2) 特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量
 - (3) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 5 事業者は、第1項の規定による許可を受けようとするときは、特定事業を行う期間について2年を超えて申請することができない。
- 6 前項の規定にかかわらず、当該許可の申請が一時堆積特定事業に係るものであるときは、特定事業を行う期間について5年を超えて申請することができな

い。

(許可の基準等)

第9条 市長は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の許可をしない。

- (1) 当該特定事業に用いる土砂等の性質及び有害物質（土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していないとき。
- (2) 当該特定事業に伴う生活環境の保全のために必要な措置として規則で定める基準に適合していないとき、又はその他生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置が十分講じられたものと認められないとき。
- (3) 当該特定事業に用いる土砂等の発生場所が特定されていないとき。
- (4) 当該特定事業に用いる土砂等が、愛知県外で発生したものであるとき。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 当該特定事業に用いる土砂等が改良土又は再生土である場合で、愛知県の認定を受けていないとき、又は認定を受けた場合であっても指定された用途以外で使用されるとき。
- (6) 当該特定事業区域の土地所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の同意を得ていないとき。

2 市長は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしない。

- (1) 第11条の規定による許可の取消しを受けた日から3年を経過しないとき。
- (2) 別にこの条例の規定に基づく許可を受けている場合で、当該許可に係る特定事業について、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 第24条の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく改善をしていないとき。
 - イ 第25条第1項の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく特定事業の中止をしていないとき又は土砂等の除去若しくは原状回復が完了していないとき。
- (3) 第25条第2項の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく特定事業の中止をしていないとき又は土砂等の除去若しくは原状回復が完了していないとき。
- (4) 西尾市暴力団排除条例（平成23年西尾市条例第77号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものであ

るとき。

- 3 市長は、前条の許可に当たり、当該許可に係る事業区域の周辺の生活環境の保全のために必要な限度において、条件を付けることができる。

(変更の許可等)

第10条 第8条の許可を受けた者は、同条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に変更許可申請書を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

- 3 第1項又は第8条の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第8条又は前条第1項の許可を受けたと認めるとき。
- (2) 第9条第1項に規定する許可の基準又は同条第3項に規定する許可の条件に違反したとき

(説明会の開催)

第12条 事業者は、第8条又は第10条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等（事業区域の土地に隣接する土地の所有者又は当該土地に関して用益権を有する者をいう。以下同じ。）及び周辺住民等に対し、事業区域の特定事業の計画について説明会を開催しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、隣接地権者等の3分の1以上、当該事業区域の周囲100メートルの範囲内の土地に現に居住する住民の各世帯を代表する者の3分の1以上又は当該事業区域を管轄する町内会長から当該特定事業に係る説明会の開催の申出があったときは、申出があった日から14日以内に、説明会を開催しなければならない。

(着手の届出)

第13条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第14条 第8条の許可を受けた者は、特定事業の施行期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲げなければならない。

- 2 第10条第1項の許可を受けた者又は同条第3項の規定による届出をした者は、前項の規定により設置した標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなければならない。

(完了の届出)

第15条 第8条又は第10条第1項の許可を受けた者（以下次条から第19条まで、第21条及び第24条において「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該特定事業が完了したことを速やかに確認しなければならない。

(廃止又は休止の届出)

第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止したときは、その日から14日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該特定事業が廃止され、又は休止されたことを速やかに確認しなければならない。

(再開の届出)

第17条 許可を受けた者は、前条第1項の規定により休止の届出をした特定事業を再開するときは、再開する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第18条 許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は許可を受けた者から第8条又は第10条第1項の許可に係る事業区域の土地の所有権その他の当該許可に係る特定事業を行う権限を取得した者は、許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継した者は、承継した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置)

第19条 許可を受けた者は、施工管理者を設置し、当該許可に係る事業区域の周辺の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(土砂等管理台帳の作成等)

第20条 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、規則で定める台帳に記載しなければならない。

- 2 第8条第4項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土

砂等について、規則で定める台帳に記載し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

- 3 第8条第1項又は第4項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的及び当該許可に係る特定事業を中止し、廃止し、又は完了した際に、前2項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量を市長に報告しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する台帳は、特定事業完了後5年間保存しなければならない。

(土壌の調査等)

第21条 許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手した日から当該特定事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとに区分した各期間（当該期間内に当該特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該特定事業を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第22条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、事業者に対し、特定事業の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた事業者は、求められた日から14日以内に報告又は資料の提出をしなければならない。

(立入検査)

第23条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、職員に事業区域又は事業者の事務所、事業所その他特定事業に関係ある場所に立ち入らせ、特定事業の状況、台帳、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第24条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて改善すべきことを命ずることができる。

- (1) 第10条第3項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第12条第2項の規定による説明会を開催しないとき。
- (3) 第13条の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第14条の規定による標識を掲示しない、又は標識を変更しないとき。
- (5) 第15条第1項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき。
- (6) 第16条第1項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき。
- (7) 第17条の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき。
- (8) 第18条第2項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき。
- (9) 第20条第3項の規定による報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。
- (10) 第21条の規定による報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。
- (11) 第22条の規定による報告若しくは資料の提出をしない、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (12) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をしない、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令)

第25条 市長は、第9条第1項に規定する許可の基準又は同条第3項に規定する許可の条件に違反して特定事業を行っている者又は行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業の中止、土砂等の除去又は原状回復を命ずることができる。

2 市長は、第8条若しくは第10条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な特定事業を行っている者若しくは行った者又は第11条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該特定事業の中止、土砂等の除去又は原状回復を命ずることができる。

(土地所有者への勧告)

第26条 市長は、事業者が前条の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、期限を定めて、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(土地所有者への命令)

第27条 市長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、土地所有者に対し、期限を定めて、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(代執行)

第28条 市長は、第25条又は前条の規定に基づく命令を履行しない者がある場合であつて、生活環境保全上の支障が認められるとき又は生ずるおそれがあるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、代執行を

することができる。

(公表)

第29条 市長は、事業者が第25条の規定による命令に違反したときは、氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及びその事実を公表することができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第31条 第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第24条第10号の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

3 第24条第2号、第11号又は第12号の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第33条 第24条第1号又は第3号から第9号までの規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して6か月間、また、一時堆積特定事業である場合において1年間は、第8条の許可を受けないで当該特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 この条例の施行の際、現に着手している特定事業について、この条例の施行の日以後に事業区域の面積が合算して1,000平方メートル以上に拡大されたときは、当該拡大された事業区域については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

附 則（令和6年12月25日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

附 則（令和7年5月19日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。